

Title	戦後日本の安全保障構想と国連 1945 - 1952年
Author(s)	阪口, 規純
Citation	国際公共政策研究. 1998, 3(1), p. 63-92
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8789
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

戦後日本の安全保障構想と国連 1945 - 1952年

Conceptions of Postwar Japanese Security Policy and the United Nations 1945-1952

阪口 規純*

Kiyoshi Sakaguchi*

Abstract

This article will attempt to explore the relationship between the conceptions of Japanese security policy and the UN in the early postwar years based on documents released by the Ministry of Foreign Affairs. First, the paper reviews the governmental study at the Ministry of Foreign Affairs with regard to the potential role of the UN in enhancing Japanese security. Secondly, it deals with the relationship between Chapter 7 of the UN Charter and Article 9 of the Japanese Constitution.

From these two viewpoints, the author will illustrate the gradual transformation of the role of the UN in the process of formulating the security policy of Japan.

キーワード：日米安全保障条約、国際連合、朝鮮戦争、吉田茂、芦田書簡、岡崎書簡

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科助手

1 はじめに

「今日国際平和を論ずるとき、だれも、まず、世界の平和機構として厳存する国際連合を考える。世界のほとんどすべての国はこれに加盟して『この憲章の義務と他の国際協定の義務とが抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先する』(第103条) ことを受諾している。いわば国連憲章は、今日、国際社会の憲法とも見るべきものである¹⁾。」

これは、吉田茂首相の下、外務省条約局長として1951年9月に締結された日米安全保障条約に最も深く関与した西村熊雄の回想録『安全保障条約論』(1959年8月)の冒頭の一節である。

1945年8月15日、日本のポツダム宣言受諾によって太平洋戦争に終止符が打たれ、日本は、歴史に前例を見ない徹底した平和主義の憲法を受け入れる。日本は理想の面で、新しい国際平和機構たる国際連合(以下、国連)の精神に共鳴すると共に戦争と一切の戦力を放棄した結果、将来の日本の安全保障を国連に頼ろうと期待した。しかしながら米ソの対立と東アジアにおける冷戦の激化に伴い、「国連による安全保障」構想は「米国による安全保障」構想へと変容をみる。日本、特に外務省事務当局は、冒頭の西村の一節の如く、「世界の平和機構としての国際連合」に頼ることを理想しつつも、国際政治の力の現実を受け入れ、「米国による安全保障」の道を選択する。その過程で、外務省事務当局は、「国際社会の憲法」たる国連憲章との結びつきを重視した形での「米国による安全保障」を構想しようと試みる。その強い思いが上の西村の言葉に滲んでいる。

本稿は、敗戦からサンフランシスコ講和に至る期間に、「国連による安全保障」構想が如何なる過程で「米国による安全保障」構想へと変容したのかを、公開された外交文書を主な素材に用い日本政府内部、特に外務省の動きに焦点をあて検証することを主たる目的とする²⁾。対日講和に関しては数多くの優れた研究が存在するが、本稿は特に日本政府の国連観の変遷という観点から戦後初期の日本の安全保障構想の変容を明らかにしようとするものである。併せて本稿は、上記問題と密接な関係にある、国連の軍事的強制措置への日本の協力の問題を取り上げ、憲法制定議会から国連加盟申請に至る期間における、憲法第9条と国連

1) 西村熊雄『安全保障条約論』時事通信社、1959年、9頁。

2) 先行研究として、第7次公開外交文書を詳細に分析したものに、渡辺昭夫「講和問題と日本の選択」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会 1985年がある。他に対日講和に関する代表的研究として、秦郁彦『史録日本再軍備』文藝春秋社 1976年、細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社 1984年、マイケル・ヨシツ(宮里政玄・草野厚訳)『日本が独立した日』講談社 1989年、五十嵐武士『戦後日米関係の形成』講談社 1995年、三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』(上)下大月書店 1996年、中西寛「吉田・ダレス会談再考」『法学論集』第140巻1・2号 1996年、五百旗頭真『占領期』読売新聞社 1997年、日本の国連加盟に至る政治過程を分析したものに、井上寿一「国連と戦後日本外交」『年報近代日本研究』16 戦後外交の形成 山川出版社 1994年、日米安全保障条約と国連の関連を分析したものに、星野俊也「日本の国連外交と日米関係」草野厚・梅本哲也編『現代日本外交の分析』東京大学出版会 1995年、中西寛「日米安保条約の起源と二つの国連観」『学術月報』48巻2号 1995年、豊下楯彦『安保条約の成立』岩波書店 1996年等がある。

憲章第7章の関係に関する日本政府の見解の変遷を明らかにしたい。

冷戦終焉直後の一時の過大な期待感が消えつつも国連の冷戦後の国際安全保障に占める役割が飛躍的に高まりをみせ、また、日本にとって国連協力が重要な政策課題となる今日、日米安全保障条約の成立経緯を国連との関係において整理すると共に国連協力観の原型を確認しておくことは、意味のあることと思われる。

2 憲法制定期—1945 - 1946年

(1) 憲法制定議会における国連観

憲法第9条の下において、独立回復後、日本は如何にして自らの安全保障を図るのか、という問題は早くも1946年6月に始まった憲法制定議会において議論されている。この点について吉田首相は、次の如く答弁している。

「国際平和団体が樹立せられて、さうして樹立後に於いては、所謂 U・N・O の目的が達せられた場合には、U・N・O 加盟国は国際連合憲章の規定の第43条に依れば、兵力を提供する義務をもち、U・N・O 自身が兵力をもって世界の平和を害する侵略国に対しては世界をあげてこの侵略国を圧伏する抑圧するということとなっている。(中略) この憲章により、又、国際連合に日本が独立国として加入致した場合においては、一応この憲章に依って保護せられるもの、こう私は解釈している³⁾。」

制憲議会で吉田は、「連合軍」と区別し、国際連合を U・N・O あるいは国際平和団体と呼んでいるが、日本の将来の安全保障について、前年の1945年10月に誕生した国連による安全保障への期待を表明した。

この「国連による安全保障」を日本が得るためには、その前提として将来国連に加盟することが必要と考えられた。この点について制憲議会では、日本は憲法第9条によって戦争と一切の戦力を放棄した結果、将来国連に加盟する場合、国連憲章第43条との関係において加盟国としての義務を果たせず加盟を拒否されるのではないかと、との懸念が多くの議員から表明された。これに対し政府からは一致した見解は示されず以下、4通りの答弁がなされた。

第一は吉田首相の答弁である。この時期、吉田はこの問題について一貫して「総ては講和条約が出来た後のこと」、「国際連合が如何なる条件で以て日本が入ることを許すか許さぬかということは、国際連合が決めるべき問題」と述べ直接の回答を避けている⁴⁾。

第二は、幣原喜重郎国務大臣の答弁であり、日本は国連加盟に際し憲法第9条の精神に基づき国連憲章による「制裁戦争」への参加を留保すべき、との見解である。例えば幣原は

3) 衆議院帝国憲法改正案委員会第5回(昭和21年7月4日)、参議院事務局編『帝国憲法改正審議録(戦争放棄編)』新日本法規出版、1952年、101頁。

4) 衆議院帝国憲法改正案委員会第13回(昭和21年7月15日)、参議院事務局編、前掲書、163-164頁。

1946年9月13日の貴族院帝国憲法改正案特別委員会で次のように述べている。「日本が国際連合に加入するという問題が起ってきた時は、我々はどうしても憲法というものの適用、第9条の適用ということを通して之を留保しなければならぬと思う。(中略) 何処かの国に制裁を加えるというのに協力をしなければならぬというような命令というか、そういう注文を日本にしてくる場合があれば、それは到底出来ぬ、留保に依ってそれは出来ないというような方針を執っていくのが一番宜しかろう。我々はその方針を以て進んでいけば、世界の世論は翕然として日本に集まってくるだろう⁵⁾。」

因みに、この幣原の兵力提供留保説は幣原の国連観とも合い通じているものと思われる。幣原は1947年9月3日の外務省幹部と「四長老」(吉田茂、佐藤尚武、松平恒雄、幣原)との会談において日本の国連加盟に強い反対の意見を表明している⁶⁾。この会談当時、外務省条約局長であった西村熊雄は、幣原の国連加盟反対論は「憲法9条による無軍備主義と絶対平和主義とを徹底的に考え、日本は国連の集団安全保障の行動にも参加すべきではないとの考えに根ざすものではないか⁷⁾」と後に述懐している。

第三は、憲法担当国務大臣 金森徳次郎の見解である。金森は1946年7月9日の衆議院の総括質疑において次のような答弁を行なっている。「将来、国際連合に日本が加入することを念頭におく場合に、現在の憲法の定めているところと、国際連合の具体的な規定が要請しているところとの間に、若干の連携上、不十分なる部分があることは是は認めなければならぬと思う。併しながらその時に何等かの方法を以てこの連絡を十分ならしむる措置は考慮し得るものと考えており、必要なる措置をその場合に講ずるという予想を持っている⁸⁾。」

これは金森特有の含みのある曖昧な答弁であり、「必要なる措置」が具体的にどのようなものであるのが不明にされている。考えられるのは第1に、国連加盟の際に兵力提供を可能とすべく憲法第9条を改正することであり、第2は、加盟の際に兵力提供の義務を留保することであろう。金森がいずれの措置を想定していたのかはこの答弁からは確定できないが、次の事実から、前者すなわち第9条改正を金森は意図していたものと推測される。

近年、衆議院における憲法審議のための小委員会(通称芦田小委員会)の秘密議事録が公開されたが、1946年7月30日の小委員会第5回会議において金森が次の如く注目すべき発言を行なっていることが明らかになった。同会議において憲法第9条の第1項と第2項の入れ替えが論議される中、金森は「コレハ非常ニ『デリケート』ナ問題デサウ軽々シク言ヘナイコトデアルケレドモ、第1項ハ『永久ニコレヲ放棄スル』トイウ言葉ヲ用イ、可ナリ強クテテイル、シカシ第2項ノ方ハ永久トイフ言葉ヲ使ワナイノデ、是ハ私自身ノ肚勘定ダケカモ知レヌガ、将来国際連合等トノ関係ニ於イテ、第2項ノ戦力保持ナドトイフコトニツイテハ

5) 貴族院帝国憲法改正案特別委員会(昭和21年9月13日)、参議院事務局編、前掲書、453頁。

6) 「四長老会談の件」(昭和22年9月3日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第3巻、0113-0114頁。渡辺、前掲論文、53頁。

7) 西村熊雄の発言、江藤淳『もう一つの戦後史』講談社、1978年、384-385頁。

8) 衆議院帝国憲法改正案委員会第9回(昭和21年7月9日)、参議院事務局編、前掲書、131頁。

色々、考フベキ点が残ッテイルノデハナイカ、ソウイウ気ガシテ、ソコデ建前ヲ第1項ト第2項ニシテ、非常ニ永久性ノハッキリシテイルトコロヲ第1項ニ持ッテ行ツタ⁹⁾。つまり金森は国連加盟のためには憲法第9条2項を将来改正する必要があるとの認識を有していたのである。よって秘密議事録の公開で明らかにされたこの金森答弁から判断して、金森のいうところの国連憲章と憲法との間の「連携上不十分なる部分」を調整するための「必要な措置」とは、憲法第9条改正を意味しているとみてよからう¹⁰⁾。

第四は帝国憲法改正案委員小委員会の委員長にあった芦田均国務大臣の次の見解である。

「日本が一切の戦力を廃止する結果、国際連合国としての義務を果たし得なくなるから、連合加盟を許されないかも知れないという論、余りに、形式論理的である。日本が真に平和愛好国たる事実を認められる場合には、かかる事態はあり得ないと考えて間違いないと思う¹¹⁾」芦田は、金森の「憲法改正必要論」とは全く逆に、かつ幣原の如く「留保」も必要なく、日本は、そのままの形で国連加盟を認められる、との見解を自信を持って表明している¹²⁾。後述する通り、この芦田の見解は根拠の求め方に相違はあるものの、その結論は後の国連加盟申請を審議した第13回国会で確立した外務省見解と基本的に一致するところとなるのである。

(2) 外務省の初期国連政策

日本の講和の準備は外務省によって早くも1945年秋から始められた。同年11月21日に杉原荒太条約局長を幹事長とする「平和条約問題研究幹事会」が設置され、平和条約締結に向けての日本の基本方針が検討される¹³⁾。

この中で外務省は講和後の日本の国連加盟問題をいち早くとり上げる。1946年1月31日付の外務省政務局による「課題・政治条項 5、連合国憲章への参加問題」(研究試案)は、「日本ハ平和条約ニ依リ一応国際社会ニ参加ヲ許サルルモ日本ガ憲章ノ責務ヲ有シ居ルヤ否ヤカ

9) 衆議院事務局編『第九十回帝國議會衆議院帝國憲法改正案委員小委員会速記録』衆議院、1995年、141-142頁。この芦田小委員会の速記録は当時英訳され連合軍総司令部に提出され、現在写しが国会図書館でGHQ/SCAP Records, GS (B) 629-638として保存される。同記録を翻訳した森清監訳『憲法改正小委員会秘密議事録 - 米公文書公開資料 -』第一法規出版、1983年によれば、この金森発言は英訳版では削除されており、当時の日本政府がこの部分を総司令部に報告しなかったことが分かる。なお同会議に出席していた内閣法制局長官の入江俊郎は回顧録の中で、金森の発言をほぼ正確に記録している(入江俊郎論集『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』1976年、第一法規出版、383頁、森前掲書、331頁)。公開された芦田小委員会の秘密議事録については、古関彰一「49年ぶりの議事録公開で見えた日本国憲法の現代的意義」『月刊社会党』1995年12月参照。

10) 枢密院において、松本丞治憲法担当国務大臣も、国連加盟のためには憲法改正が必要だと述べている(第2回会議)。これに対し、入江俊郎法制局長官は、「国際連合憲章ノ解釈ニヨリテハ加入ノ際ニ武力ノ提供ヲ免除セラルルコトモ可能ナルベシ」と答弁し(第4回会議)、後述の芦田と近い見方を提示している(村川一郎編著『帝国憲法改正案議事録 - 枢密院帝國憲法改正案審査委員會議事録』国書刊行会、1986年、49頁、72頁)。

11) 衆議院帝國憲法改正案委員会第9回(昭和21年7月9日)、参議院事務局編、前掲書、130-131頁。

12) 憲法第9条に「前項の目的を達するため」の字句を挿入した、いわゆる「芦田修正」について、後年ケーディスGHQ 民生局次長(当時)は、これにより国連軍への兵力派出が憲法上可能と解釈しうる余地が生じた旨、述べている(チャールズ・ケーディス「日本国憲法制定におけるアメリカの役割(下)」法律時報、65巻7号、1993年、14頁。原文はThe American Role in Revising Japan's Imperial Constitution, *Political Science Quarterly*, Summer 1989, p237)。但し、「芦田修正」により、自衛および国連憲章第7章下の国連軍参加のためなら戦力の保持は容認されるとの憲法解釈については、政府は憲法制定議会以降、今日に至る迄、一貫して否定している。「芦田修正」の意図および解釈については諸説があるが、特に佐藤功「憲法第9条の成立過程における『芦田修正』について」『東海法学』第1号、1987年、佐々木高雄「戦争放棄条項の成立経緯」成文堂、1997年、第5章参照。

13) 西村熊雄『日本外交史27 サンフランシスコ平和条約』鹿島平和研究所出版会、1971年、21-22頁。

ノ判定ハ平和条約トハ別箇ニ国際連合ニ依リテ行ハルル次第ナリ」との認識にたった上で、平和条約中に日本の国連加盟に関する規定が置かれることになれば「安全保障理事会ニ依ル推薦ヲ得ル為ニモ有利ナルコトハ間違ヒナキトコロ」と分析している。この勧告は政府の方針として確立し、後に平和条約前文に規定されることとなるのである¹⁴⁾。

後述する通り「平和条約問題研究幹事会」は1946年5月にその成果を「第1次研究報告」としてとりまとめるが、その間の研究作業の中で、国連加盟問題に関する包括的な研究にあたるものとして、後の条約局長 下田武三の手による「国際連合ヘノ参加問題ノ研究」(1946年4月15日)が注目される。

同文書は、日本の国連加盟は国連憲章上、法的に可能であるとした上で、政治的には、①日本が「平和愛好国」であり、「憲章所定ノ義務履行ノ能力及ビ意志」があるか否かの認定を得られるか、②日本の加盟に反対する常任理事国があるかどうか、に依存すると分析する。そして独立後の日本の外交の根本方針は「孤立主義」ではなく「国際協調主義」をとるべきであって、その観点から国連加盟が「得策」たることを主張する。同時に日本の国連加盟に関し、我が国は「利益ノ測定」を重視するが、連合国は「我国ニ対シ加ヘ得ベキ国際的制約統制ノ面」に主眼をおくという「根本的差異」が存在することにも注意喚起する。

憲章第7章の兵力提供義務と「ポツダム宣言受諾ノ結果」であるところの日本の軍備の不保持の関係について、「ポツダム宣言ノ当事国ハ即チ連合及安全保障理事会ノ主要構成員ニ外ナラズヲ以テ右問題ニ付テハ我国ノ当該義務免除等適當ノ便法講ゼラルベク」と述べた上で、日本の無軍備は国連加盟の支障とも加盟回避の口実とも「實際上ナリ得ザルベシ」との明快な結論を提示している。さらに憲法の交戦権禁止規定および永世中立国の地位と国連憲章第7章の規定の関係については、理論的には両立しないが、実際的には「解決容易ナル問題ナリ」として同文書を締めくくっている¹⁵⁾。

この下田による日本の無軍備および永世中立国化は国連加盟の妨げとならないとの見解は、この時期、外務省の大野総務局総務課長からも表明されている。「新日本ノ国是ト国際連合加入問題私見(未定稿)」と題する文書は「世界ニ魁ケテ自ラ戦争ヲ放棄シ交戦権スラ否定シテ最高度ノ平和国家タラントスル新日本ノ加入ヲ妨ゲルガ如キハ国際連合ノ追求スル根本目的ニ背致スル。スルコトハ有り得ベカラザルコトデアル。従ッテ日本ガ永世中立国化セントスル場合ニ於テモ之ガ国際連合ヘノ加入ヲ妨ゲル理由トハナリ得ナイハズデアル」と述べた上で、日本の国連加盟と永世中立国化を勧告している¹⁶⁾。

以上の如く、憲法第9条は国連憲章第7章と矛盾しないとの判断に立った上で、日本が国

14) 政務局「課題・政治条項 5、連合国憲章ヘノ参加問題(研究試案)」(昭和21年1月31日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第1巻 0071-0072頁。

15) 「国際連合ヘノ参加問題の研究」(昭和21年4月15日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0010、対日講和に関する本邦の準備対策関係第1巻、0043-0045頁、0049-0050頁。

16) 大野総務局総務課長「新日本ノ国是ト国際連合加入問題私見(未定稿)」(昭和21年4月26日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0014、0006頁。

連に加盟し、あわせて永世中立国化路線をとるべきとの見解が、「平和条約問題研究幹事会」の第1次作業の結論となっていく。1946年5月にまとめられた「第1次研究報告」は、国連への加盟問題として、それには「相当期間見送の態度が執られること予想される」とした上で「最も速やかに国際的信用を回復せんが為の凡ゆる努力を払い以て一日も速やかに国際連合の正規の構成員たらんことに力を尽くすべきは勿論なるが、他面右実現迄の過渡期に於いては差当りオブザーヴァーの派遣容認方を取り付くべきこと」と述べ、日本の講和後の国連加盟の方針がここに確立するに至る。

憲法第9条と国連憲章の関係については、「加盟国に課せられたる義務中、国際平和及び安全維持の為の武装兵力の提供等の義務は到底之を遂行する能力なかるべきに鑑み日本に対し此の点に関する特例を認めしむる様最善の措置を講ずるの要あるべし」との特例案が提案される。講和後の日本の安全保障については平和条約の中に憲法第9条の趣旨を再確認する規定が置かれる可能性が極めて高いと想定した上で、日本が国際法上の永世中立国化を提議すると共に極東委員会構成国による「集団的安全保障機構」の設定が提案される¹⁷⁾。後の外務省の研究との比較において、注目してよいと思われるのは、本報告は「国際正義の確立」のため、「国際連合より更に一步を進めて世界連合政府樹立を指向すべき」こと、及び日本だけでなく対日平和条約調印国も戦争放棄の規定を国内法中に置くよう強く主張すべきことが唱道されており、理想主義的色彩が強く表れている。この時期は政府が憲法改正草案要綱を発表し、枢密院で審議が行なわれている最中であることから、憲法第9条の理念に最も忠実な形で、日本の国連加盟、講和後の安全保障が論じられていたものと思われる¹⁸⁾。

外務省内部において日本の国連加盟が基本方針として確立したのを受け、1946年9月には条約局条約課が法的観点から「国際連合参加問題」と題する詳細な報告をとりまとめている¹⁹⁾。同文書は、中立国と枢軸国の国連加盟の動向を詳細に分析した上で、国連に加盟することの利益と不利益を明らかにしようとする。日本の安全保障構想および憲法第9条と憲章義務の観点からは、次の2点を、それ以前の外務省の見解との相違点として指摘できる。まず第1点は、永世中立と国連加盟の論点である。上述した様にそれ迄、外務省は、永世中立と国連加盟は両立するものとみなしていたのに対し、同文書は両者は両立しないとの180度異なる見解を打ち出す。

その論拠として、1946年4月から6月に開かれた国連設立のサンフランシスコ会議におけ

17) 平和条約問題研究幹事会第1次研究報告(昭和21年5月)、外務省記録マイクロフィルム B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第1巻、0189-0192頁。第1次研究報告では、別に朝鮮半島における何らかの安全保障の「国際的措置」の設定が勧告されている。

18) 渡辺、前掲論文、28頁。岡崎勝男元外相は、1959年5月の憲法調査会において、当時の外務省の永世中立国化・極東委構成国による集団安全保障機構の構想について、「当時は平和条約に武装解除とか、いろいろな規定が入る以上は、十分でないにしても、これ以外に方法はないだろうということに進んできた」と述懐しており、日本防衛の実効性は重視されていなかったことが分かる(憲法調査回第30回総会議事録、昭和34年5月6日、2-3頁)。

19) 条約局条約課「国際連合参加問題」(昭和21年9月)、外務省記録マイクロフィルム B'0010、対日講和に関する本邦の準備対策関係第1巻、0076-0077頁、0083頁、0096-0099頁。

る次の事情をあげる。同会議においてフランス代表部が、加盟国の地位と永世中立の地位が両立しない趣旨を国連憲章に挿入する様、正式提案したが、同第2条第5項および第4条第1項の解釈により、同一の結果が得られることが明らかになった為、フランスは同提案を撤回した。外務省条約局はこの経緯から推測し、永世中立国の加盟は恐らく容認されないとの結論を得る。さらに同文書はスイス外相が1946年3月に議会で永世中立の地位と両立せざることを理由に、スイス政府が国連加盟の意志なき旨を声明した事実にも言及し、スイスは国際連盟加盟の際と同様に「集団的強制行動を免除されて加盟したいといふのがその真意であろうが、現在の憲章の解釈からは右希望の達成は困難と思われる」と分析する。以上の考察から、同文書は日本の国連加盟の唯一の障害は日本が永世中立国となる場合である、との結論に達する。この結論は、その後、外務省が講和後の日本の安全保障構想の選択肢から永世中立国化を除外していく一つの重要な法的分析となったものと思われる。

同文書の第2の特徴は、国連憲章第7章の措置と憲法第9条の規定の関連についてである。同文書は「軍隊の保持を許されない我国として非軍事的措置は可能であるが軍事的措置の中、兵力の制裁には加われないことは勿論、加わる義務もない。問題となるのは軍事的措置の中の『援助及通過権を含める便益』であって制裁に参加する外国の軍隊の通過、飛行場その他基地の提供は軍隊を有しなくても可能である。尤も、これは予め特別協定を締結しなければ具体的義務が発生しない」との見解を提示する。

ここで示されている①兵力制裁に加わることは義務ではない ②「援助及び便益」の提供も特別協定が未締結の間は義務ではない、という解釈は今日からみても正当なものである。それ迄の外務省の見解では①については兵力制裁への参加は加盟国の義務との見方が前提とされていることから重要な解釈の相違がみられる。但し、その根拠が全く示されておらず、この初期の見解が国連憲章の十分な研究と理解を踏まえたものかどうかは疑問が残る。

この憲法第9条と国連憲章第7章の兵力提供義務との関係の問題は、以後、講和が実現の視野に入る1950年初めまで国会でもほとんど議論されず、また、公開されている外交文書からは外務省内部の研究の跡が確認できない。

以下では、上にみた外務省の諸研究を踏まえ片山・芦田内閣期の日本の安全保障構想が国連との関係においてどの様に推移していくのかを検討する。

3 片山・芦田内閣期—1947 - 1948年

(1) アチソン宛て芦田意見書

1947年6月、片山社会党内閣（民主党・国民協同党との連立）が成立する。同年3月17日

のマッカーサーの早期対日講和提案および7月11日の米国政府の対日平和条約予備会談提唱を受け、日本政府の対日講和準備作業がより具体化する。特に外相に就任した芦田均は、予想される講和会議の開催に向け、日本側に有利な環境をつくるべく、米国をはじめとする連合国に対し講和問題に関する日本の見解を積極的に伝達しようと試みる²⁰⁾。周知の通り、芦田は外相の時期、2種類の重要な文書を作成している。一つは7月に芦田がアチソン大使、GHQ ホイットニー民生局長に手交した文書であり、もう一つは、9月一時帰国するアイケルパー第八軍司令官に米本国政府宛に託した文書である。以下、両文書を日本の安全保障構想と国連の関係を中心にして検討する。

アチソン、ホイットニー宛ての芦田意見書は、講和に対する日本の主張として①手続き ②平和条約の基礎 ③自発的履行 ④国連加盟 ⑤国内治安 ⑥裁判管轄権 ⑦領土 ⑧賠償 ⑨経済制限、の諸点をあげる²¹⁾。日本の安全保障の観点から重要なのは④であり、平和条約に日本の国連早期加盟が規定されること希望すると共に「これは武装なき日本国民に強い安全保障の感を与える」と意義づけ、講和後の日本の安全保障を国連に依存すべきとの見解が表明される。一般的にこのアチソン宛て芦田意見書は、後述する如く米軍による日本の安全保障を求めたアイケルパー宛て書簡との対比で、国連による安全保障を求めたものと理解されているが、この時期の外務省の研究作業を詳しくみると、国連のみに日本の安全保障を求めている訳ではないことが分かる。当時の西村熊雄条約局長によれば、このアチソン宛て意見書は、外務省幹部が作成した平和条約に対する一般的意見書と特殊事項に関する意見書の双方を簡潔に一本にまとめたものである²²⁾。アチソン宛て意見書の原本といえる「一般的意見書」には西村の回想録によるところでは「日本の安全保障は国際連合の活動に期待し、日本の速やかなる加盟と必要あらば地域的取極の締結を望む」と書かれており、地域的取極も明示されている²³⁾。

安全保障に関する「特別陳述書」に該当すると思われる文書は²⁴⁾、外務省のこの時期の安

20) 対日平和条約に日本の意見を反映させるべきとの外務省の基本方針を定めた文書として、昭和22年6月1日付の萩原条約局長の手による「対日平和条約の時期、起草手続等について」がある（進藤栄一編『芦田均日記』第7巻、岩波書店、1986年、373-375頁）。この日本の戦略は、イタリア政府の行なった平和条約への働きかけを先例として考案されたものと思われる。

21) 芦田均・外務省「アチソンへの文書・アチソン大使に対する会議案」（1947年7月24日）、大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、三一書房、1991年、298-299頁。英文は外務省記録マイクロフィルム B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第3巻、0047-0050頁。

22) 西村、前掲書、27-28頁。

23) 西村、同前、28頁。公開されている外交文書は、条約局長、管理局長と記名された「平和条約に対する日本政府の一般的見解」と題する文書であり、昭和22年6月5日付の第3稿とされるものである。この第3稿では平和条約実施と同時の日本の国連加盟が求められていると共に、日本の国連加盟が実現されない場合、「それに至るまでの日本の過渡的安全保障について平和条約において十分考慮を払われたい」との案文になっており、地域的取極への言及はない（外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第2巻、0350頁）。『芦田均日記』第7巻には「萩原私案 第2稿」が掲載されているが、ここでは、国連の下での地域的取極が示されている（同書372頁）。

24) 「安全保障問題に関する意見」（昭和22年6月12日）、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第2巻、0008-0012頁。

全保障観をより明瞭に示している。この文書は、講和後の日本の安全保障は国連の一般的保障（憲章第7章による措置）に頼るべきとの見解をまず示すが、しかし「国際連合参加のみでは、安全の保障は充分とはいえない」との認識の下、「更に有効な、更に現実に即した安全保障の機構に信託する必要がある」という。そしてその具体策として、「国連憲章第52条に規定されている地域的保障機関」をあげる。日米安保条約の交渉時期、外務省は日米安保条約を国連憲章第52条の地域的保障機関と観念するが、この時期は「日本を含めた西部太平洋の諸国」を当事国とする多国間の地域保障機関を想定していた。同文書は、さらに、「地域的保障機関」が直ちに設けられない場合には、平和条約に日本の独立と領土の保全を保障する趣旨の特別条項が設けられることを要望している。

このように、安全保障に関する特別陳述書にみられるこの時期の外務省の安全保障構想は①国連の一般的保障（憲章第7章の措置）②国連憲章第52条が規定する西太平洋諸国による地域的集団安全保障 ③平和条約中への日本の安全を保障する条項の挿入、という重層的なものであったことが分かる。

この時期の外務省は、西太平洋諸国による地域的集団安全保障機構を国連より「更に有効な更に現実に即した」機構との認識をもちつつも、第一義的には国連の一般的保障を求めるべきとの見解を示している。1947年6月当時、外務省は安全保障の観点から国連をどのように評価していたのであろうか。この時期に作成されたある文書では、日本の安全保障の選択肢として国連憲章第106条の過渡的安全保障取極を検討する文脈の中で、「5大国の協調の可能性が現実国際政治の現状から、あまり大でないことを思うとき、日本はその安全をこの方式に委託し得ないのである²⁵⁾」との慎重な判断を下している。しかしながら、同じ文書の中で、それでも国連による一般的保障が「最善の安全保障の方途」だと結論づけられていること、およびこの時期の他の文書も濃淡はあれ、国連加盟により国連の一般的保障を受けることで日本の安全を確保すべしとの結論で一致していることから、総合的にみれば、国連の安全保障はオペレートするものと理解されていたのであろう。西村は後年、ある座談会で外務省はサンフランシスコ会議直前すなわち戦争末期から国連憲章の研究を始め、その結果、国連の想定する安全保障体制は「あまりに理想的に走って」おり、「7章は動かないもの」との結論を得たとしつつも、当初の3年、「国連が発足してから大体47年まで」は、ほぼ国連憲章の趣旨によって動いた、と回顧している²⁶⁾。現時点から米ソ冷戦の歴史を振り返れば、1946年3月の英国首相チャーチルの「鉄のカーテン」演説、そして冷戦の開始を決定的にした1947年3月のトルーマン・ドクトリンの発表という当時の情勢を考慮すれば、もはや国連の安全保障はオペレートしにくいと見る方が妥当とは思われるが、このアチソン宛て芦田意見書の時点では、上の西村の発言の如く米ソ対立による安保理の機能不全の可能性をみつ

25) 「平和条約に関する（一）問題の所在と（二）日本の立場 その一」（昭和22年6月3日）外務省記録マイクロフィルム、B' 0008、対日平和条約関係、準備研究関係第2巻、0246-0294頁。

26) 座談会における西村熊雄の発言、「座談会 国連と日本」『国際問題』1961年5月、20-21頁。

つも、国連に対する楽観的、希望的観測がより支配的であったものと推測できる。

(2) 国連による管理

上述したように、アチソン宛芦田意見書では、国連加盟と国連による安全保障のみが要望され、外務省内部における西太平洋諸国の地域的集団安全保障構想も、日本の安全に関する平和条約への条項挿入案も対外的に示されることはなかった²⁷⁾。この意見書の基礎となった一般的陳述書の作成過程を案文の変化からみてみると、原案では当初、要望の第4点に「日本の安全保障」として打ち出されていたものが最終的には「国際連合への加入」という見出しに変更されていることが確認できる²⁸⁾。講和予備会議に向け日本側の要望を初めて連合国へ伝達するための文書の内容として、地域的安全保障構想を打ち出すことは、政府内部では確定的な考え方に至っていなかったのではなかろうか。

講和に向けての日本の要望として国連加盟を前面に出した理由の一つとして、日本が平和条約実施後に予想される国連による管理をまぬがれようとした、との推論も成り立つ。周知の通り1947年3月17日マッカーサーは記者会見中、早期対日講和を提唱する。この会見でマッカーサーは、対日講和締結後、連合国軍は日本から撤退し、日本は国連の管理の下におかれるべきであり、この「国連の管理」により日本の安全は保障されるべきだと提案した²⁹⁾。外務省当局が、このマッカーサー発言を重く受けとめたことは想像に難くない。この時期の一連の外務省の研究文書を見ると、講和条約締結後に条約の義務履行監督のために何等かの管理機関が設けられることを外務省が予想していることが分かる。外務省は講和条約が日本に課すであろう義務は非武装化から民主化、賠償に至る広範なものになることを想定した上で、その義務の履行は日本の自主的な意志に基づくものであるべきとの立場から、管理機関が設置されることに対し、強く反対するとの方針を確立する。但し、非武装化に関する監督は止むを得ざるものとして容認するとの判断が示されている。そしてその管理、監督機関の主体について、外務省がもっとも警戒するのが国際連合であった。講和条約締結後の日本の法的地位に関する詳細な研究文書では³⁰⁾、国連による監督は「一面において国際機関による国際平和のための監督のヴェールの下に、実質的に監督権限の強化、監督機関の長期化等を招来する可能性あるのみならず、他面我が国民自身も無意識のうちにヴェールにまどわされ、国際領土的錯覚に陥り、完全独立回復の熱意を失う危険がある」と国連の管理がもたらす負の効果を警鐘を鳴らし、「米国単独ないし、米国の優位性維持下に極東委員会構成国による監督を希望する方が得策であろう」との結論を下している。国連による日本の管理は、管理

27) 五百旗頭、前掲書、322頁。

28) 「平和条約に関する日本政府の一般の見解」(第三稿)(昭和22年6月5日)外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第2巻、0377-0392頁。

29) 『朝日新聞』1947年3月18日、『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、前掲、203-204頁。マッカーサー発言の全文は、The Government Section, SCAP, *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948*, GPO, 1949, pp765-766。

30) 「平和条約締結後における日本の法的地位」(昭和22年7月26日)、『芦田均日記』第7巻、前掲、375-380頁。

の実態面および、それが与える日本人の精神面への影響の双方から、何としても排除せねばならない課題とみなされたのである。そこで国連の管理を避けるための方策として芦田意見書で前面に出されたのが、日本の国連加盟希望の表明ではなかったか。何故ならば、国連加盟によって得られる「国際連合の加盟国たる地位」は、「国際連合の特別の監督を受ける地位」とは両立し難いと主張しうるからである³¹⁾。日本の国連加盟の意思表示は、国連による監督、管理を避けるという副次的な効果を狙ったものと思われる。

同時に外務省は、「国連の管理」を通じて日本の安全を保障するというマッカーサーの考えも受け入れ難いと判断したものと思われる。日本の安全を保障する「国連の管理」の具体的な形態を外務省がどう捉えていたか。マッカーサーが具体的に如何なる形態の国連管理の安全保障策を描いていたのか明確ではないが、この時期、外務省が7章とは別に国連の保障下に立つ案として検討していたのは次の4案である³²⁾。第1は、国連憲章第75条に基づく国際信託統治制度の下に立つ案、第2は、国連憲章第82条、第83条に基づく戦略的地区に関する信託統治制度の下に立つ案。第3は、トリエステ自由地域の如く、日本の安全と独立を直接、安全保障理事会の保障下におく案、第4は、憲章第106条に基づく過渡的安全保障取極として5大国が国連を代理して日本の安全保障のため協力する方式、であった。

以上の4案について、次の如くの評価が与えられる。第1案の国際信託統治制度案は講和条約により「平等主権」を回復する日本は容認し得ない、第2案の戦略的地区案は、日本国全部を戦略的地区と指定し安保理の管理の下に入ることは「問題とならぬ」、第3案のトリエステ自由地域案は、「最も有効な方法」かもしれないが、それはある意味で「被保護国の地位に転落すること」で「日本の国家的自尊心から許せない」、第4案の憲章第106条案は、5大国の協調可能性が小さいのでこの方法に委託し得ない、として何れの国連による管理案も却下される。さらに、他の選択肢として、永世中立国案については、日本の地理的条件上、実効性が小さいとして、「一国又は数国の保障の下に立つ案」は、結局は保護条約となり国家威信から容認しえない、として否定的評価を下す。そして結論として、日本の安全は、平和条約実施と同時に国連に加盟し、国連の加盟国に与えられている保障すなわち国連憲章第7章による保障を求めるべきとの結論に達する。

以上の分析から分かるように、アチソン宛て芦田意見書において日本の国連加盟を求めることは、字義通り国連に加盟し国際社会の一員に復帰することに加え、国連憲章第7章の措置による保護を期待すると共に、国連が日本の平和条約義務履行の管理、監督を担うべきだとする当時のマッカーサーの見解に対し、婉曲的に反対であるという日本の意志を表明したものと意義付けられる。

31) 「平和条約実施後の管理ないし駐兵の問題に関する一般意見」(昭和22年7月20日)外務省記録マイクロフィルム B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第2巻、0028頁。

32) 前掲「平和条約に関する(一)問題の所在と(二)日本の立場 その一」外務省記録マイクロフィルム、B'00080 280-0286頁。

なお、よく知られているように芦田はこの意見書を米国政府への伝達を依頼すべくアチソン大使およびホイットニー少将に手交したが各々、「現在の国際情勢に於いてかかる文書が日本政府より出たことが国務省に知られることは日本のために不利益である」、「他の列国殊に日本反対の国を刺激して日本のために不利を招く」との理由で、受け取りを拒否される³³⁾。

(3) アイケルバーガー宛て芦田書簡

1947年9月、鈴木九萬横浜終戦連絡事務局長が米国に一時帰国する予定のアイケルバーガー一在日米軍第八軍司令官から講和条約後の日本の防衛に関し見解を求められたのを受け、芦田外相と外務省幹部が協議の上、鈴木「極秘かつ個人的意見」として、いわゆる「芦田書簡」がまとめられた³⁴⁾。この書簡は、米ソ関係が良好で世界平和に不安のない場合と、米ソ関係が改善せず世界平和に不安がある場合を区分し、前者の場合には、日本の安全は国連によって保護され、後者の場合は日本の独立保全の方策として ①米国の軍隊が平和条約の履行監視のために日本国内に駐屯する ②日米間に特別協定を結び日本の防衛を米国の手に委ね、日本は米軍に基地を建設・維持する、の2つのオプションが提起された³⁵⁾。

ここでは安全保障の面で国連が機能する場合と機能しない場合の双方が想定されているが、前者の可能性は低いと認識されている。この芦田書簡における外務省の安全保障機構としての国連認識は先のアチソン宛て意見書のそれと比較すると、消極的、否定的なものへと変化しているとみてよい。鈴木自身、アイケルバーガーとの会談において「本年はインドネシア問題で一応成果を収めた様に思うが暫らく連合の将来に対し悲観説が多くなる様に思う」、「拒否権をソヴィエットに濫用されて行詰って居る」との見解を表明している³⁶⁾。また、この時期の一連の外務省の文書も、同様に国連に消極的評価を下している。例えば、「戦後日本の安全保障形態」(中間報告)と題する文書³⁷⁾は、将来、日本に侵略する可能性のある国は国連安全保障理事会の常任理事国が主であることから、拒否権制度により日本に対する有効な措置を国連はとりえないとの結論を提示している。また、別の文書では、国連による安全保障について「国際連合に加盟し又は非加盟国としての提訴により得られる保障はいわば

33) 芦田均「アチソン及びホイットニー少将と会見、覚書返却の件」(昭和22年7月19日) 外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第2巻、0037-0046頁。芦田は、アチソン、ホイットニーに手交したものとほぼ同内容の文書を、滞日中のエヴァット・オーストラリア外相および在京オーストラリア使節団長を兼ねるマクマホン・ボール対日理事会英連邦代表に提出した。よって米国に対しては失敗したが、オーストラリア政府に対しては、日本政府の要望を文書として伝達することに成功した(西村熊雄「占領前期の対日講和問題」『ファイナンス』、1975年2月、78~79頁)。

34) 西村、前掲「サンフランシスコ平和条約」、37-39頁。この芦田書簡は片山社会党政権下で作成されているが、芦田が社会党の西尾末広内閣官房長官に書簡の大体の内容を説明したが西尾は「コレは君の責任でやってくれ給へ」と答えており(『芦田均日記』第2巻 前掲 14頁)、同書簡への社会党の関与は実質的にはなかったといえる。

35) 芦田均「アイケルバーガー宛書簡」(1947年9月13日)、『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、前掲、305-306頁。英文は、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第3巻 0082-0086頁。

36) 鈴木九萬「アイケルバーガー司令官との会談」(1947年9月15日)、『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、前掲、303頁。

37) 条約局条約課「戦後日本の安全保障形態(中間報告)」(昭和22年10月25日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第3巻、0134頁。

プラトニックなものに過ぎない³⁸⁾」と断定している。1947年3月のトルーマン・ドクトリン、それに続くマーシャルプランにみられる米ソ対立の激化が日本でも明確に感知されるに至ったこと及び米国が提唱した対日平和条約の予備会談開催へのソ連の拒否が明らかになったことから、先のアチソン宛て意見書当時の国連に対する希望的観測が転換を余儀なくされたものと思われる。但し、もはや国連の安全保障機能が将来にわたり完全に麻痺したものと固定的に捉えられているのではなく、回復の見込みも考慮に入れられており、その場合は国連に日本の安全を委ねることが最善であるとの見方は依然保持されているといえよう。

日本政府の国連認識が以上の如くであるゆえ、この芦田書簡のメッセージの主眼は講和後の日本の安全保障を米国に委ねたいという点にあることは明らかである³⁹⁾。先にみたように、外務省は講和条約後、日本は条約の義務履行の担保として、軍隊の駐屯を求められる可能性が高いことを予想していた。それに対して原則としては、講和条約履行のための駐軍には反対するというのが、政府の態度であった（但し、止むを得ず駐軍を容認をせざるをえない場合には、地域、兵力、期間等を出来る限り制限するとの方針を固めていた）。しかしながら上述したように、米ソの対立が明らかになり国連の安全保障に全幅の信頼がおけなくなったことから、国連に代替する安全保障の方策の観点から、条約履行監視を目的とする駐軍が二義的に日本の安全を保障する効果をもつものとして、第1の選択肢すなわち講和条約履行監視の駐留米軍案が積極的に容認、評価されるに至ったものと思われる。

しかし、第1案より大胆な第2の日米特別協定構想が打ち出されたのは何故であろうか。その背景には、この芦田書簡検討の直前に米政府当局が、日本に軍事基地を設ける場合には、日本と共同防衛協定を結ぶか、講和条約中に規定するかと言明したと報道されていたように、米国が講和条約後も駐留軍を維持しようとしていることが、芦田や外務省幹部の知るところとなっていたという事情があるのではないか⁴⁰⁾。

また、推測ではあるが鈴木を通じてアイケルバーガーの強い対ソ警戒感が芦田書簡の形成に無視し難い影響を与えたのではなかろうか。アイケルバーガーは反ソ、反共の職業軍人であり、マッカーサーが共産主義への警戒心に薄く占領軍の撤退後も国連が日本の安全を保障すべきと主張していることに不満だったといわれる⁴¹⁾。鈴木の手記によれば、アイケルバー

38) 「日本の安全保障問題に関する技術的考察」(昭和22年10月18日) 外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第3巻、0397頁。

39) しかし、芦田は国会では、日本の安全保障について「一日も早く国際連合に参加して、平和国家の連合団体の一員として、その国防の完全を期すべきであることは、ほぼ日本国民一致の希望である」と答弁し、国連による安全保障を表明している(第2回国会衆議院予算委員会議録第17号、昭和23年4月27日、15頁)。

40) 三浦、前掲書(上)、79-80頁。この点について、日本政府の意図を渡辺前掲論文は、「たまたま非武装を自発的にせよ他発的にせよ選んだ日本としては、その米軍に自国の安全を委ねることに便宜を見出し得るであろうというのがその態度であった」と分析している(渡辺、前掲論文、36頁)。

41) 秦、前掲書、93頁。

ガーは、連合軍撤退後、ソ連が一夜にして南樺太、千島から日本に侵入してくる場合を想定した研究をしていること、ソ連の日本侵攻に対しては沖縄、グアムからウラジオストク等の要点に原爆を落とすことも考えられるが、日本人住民との関係で原爆を落とせぬ事態もありうる等と述べていたとされる⁴²⁾。芦田書簡は、GHQのナンバーツーの地位にあるアイケルバーガーの「米軍が何時迄居るべきかの問題」に返答すべく芦田の指示の下、鈴木、吉沢終戦連絡事務局次長、岡崎外務次官、太田総務局長、萩原条約局長ら少数の幹部間で検討協議の上作成されていることから、占領下ゆえに米ソ関係の情勢分析に十分な環境になかった中、アイケルバーガーの対ソ警戒観は、書簡作成に小さくない影響を与えたものと推測しうる⁴³⁾。但し、日本政府はアイケルバーガーと同程度の対ソ警戒感を抱いていた訳ではなかった点に注意を要する。鈴木にインタビューしたワインシュタインによれば、芦田はソ連による侵略の危険をさし迫ったものとしては受け止めていなかった⁴⁴⁾。しかし、日本が米国と、ソ連抜きで講和条約を締結した場合、占領軍が日本から撤退することになれば、無防備の日本はソ連の北海道へのごく少規模な侵入にさえ反撃する手段をもたない。よって芦田は、日米特別協定で非常時に米軍の使用に供する基地を国内に維持することによって、これを阻止しようとしたものと考えられる⁴⁵⁾。

このアイケルバーガー宛て芦田書簡における日米特別協定構想は、いわゆる「有事駐留」案⁴⁶⁾をとっているという点で相違するものの⁴⁷⁾、後年、吉田により「方向としては、後に日米安全保障体制の基本をなす考え方と全く同一のものであった⁴⁸⁾」と意義づけられるのである。

このように、アイケルバーガー宛て芦田書簡は、米ソ冷戦の顕在化に伴い、日本の安全保障構想が「国連による安全保障」から「米国による安全保障」へと転換する分水嶺にあたる

42) 鈴木九萬「アイケルバーガー司令官との会談」(1947年9月15日)、『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、前掲、302-303頁。

43) 芦田日記に記されている、この時期の芦田の動静から判断する限り、この芦田書簡は芦田の見解に沿いつつも鈴木ら、当時の外務省幹部のイニシアティブにより作成された面が強いように思われる(『芦田日記』第2巻、前掲、286-287頁)。

44) Martin E. Weinstein, *Japan's Postwar Defense Policy 1947-1968*, Columbia University Press, 1971, p31.

45) *Ibid.*, p.29, p31

46) 但し、芦田は9月24日のガスコンニュー英国大使との会談の中で「本土の飛行場を防衛するため、若しくは千島、樺太から北海道を守るため、本土内に駐兵の必要がある場合も考えねばならない」と述べており、芦田の考える日米特別協定構想は有事駐留に限定されることが確認できる(『芦田均日記』第7巻、前掲、405頁)。

47) アイケルバーガー宛て芦田書簡において米軍の配置先は、「日本に近い外側の地域の軍事的要地」と表現されているが、西村によれば具体的には沖縄と小笠原・硫黄島を指している(西村熊雄「講和条約」『語りつぐ昭和史(6)』朝日新聞社、1977年、224頁)。同書簡では、これらの地域は日本の領土外におかれることが前提とされていたのである(西村、前掲「占領初期の対日講和問題」、80頁)。これに対し吉田政権は本土内の平時駐留案をとることになるが、この理由として岡崎勝男元外相は、次の2点を指摘している。①ヴァンデンバーグ決議との関係で米国に日本防衛を義務づけることが困難となり、その場合、米軍が日本国外にあれば日本の安全は不安になる。よって米軍の日本防衛を期待しうべく国内駐留を認めた。②米軍が日本国内に駐留した方が、侵略国への抑止効果が高い(憲法調査会第30回総会議事録、昭和34年5月6日、7-8頁)。

48) 吉田茂『回想十年』第四巻、新潮社、1958年、114頁。

ものと位置づけられる^{49),50)}。

4 吉田内閣期—1949 - 1951年

(1) 「事実上の講和」への対策

1947年春以降、朝鮮に関する米ソ共同委員会における米ソの対立が激化、北朝鮮が国連朝鮮委員会の北朝鮮入りを拒否したことから南朝鮮だけが総選挙を行ない、1948年8月15日、大韓民国が成立する。これに対し北朝鮮では9月9日、朝鮮民主主義人民共和国が成立した。また、中国では、国民党と共産党の内戦が共産党優位に傾き、1949年10月1日、北京に中華人民共和国が成立し、1950年2月には中ソ友好同盟相互援助条約が締結される。このような東アジアにおける冷戦の激化に伴い、米国は懲罰的対日政策から「日本の親米化」策へと方針転換を図りつつ、1948年春以降、対日講和会議の早期開催を困難とみ、対日管理策を緩和、「事実上の講和」を推進する⁵¹⁾。1948年10月、日本は芦田内閣から吉田内閣に変わる。

1949年12月、吉田政権下の外務省は、それ迄の「事実上の講和」対策の成果をまとめる。当時、マッカーサーの「日本は太平洋のスイスタレ」発言を機に国内では中立主義を求める声が高まっていたが⁵²⁾、この時期、外務省がとり纏めた一連の文書を見ると、米ソ冷戦の顕在化を背景に単独講和を前提に、日本の安全保障を実質的には米国に委ねる方針を政府が大筋で固めていたことが分かる。そして、例えば、「マジョリティ・ピースにおける安全保障に関する基本方針案（改訂版）」と題する文書は⁵³⁾、自力による国内治安維持の確保を前提に「日本領域内の駐軍、軍事基地設定はなるべく回避する」ことを基本方針としつつも、ただやむを得ない場合は、本土内の駐屯地点および期限を短期に限定したいとの考えが表明さ

49) この芦田書簡における日米特別協定構想は、一般に後の日米安保体制の原型であると意義づけられているが、両者の類似性、連続性に比重をおく見解と、逆に異質性、非連続性を強調する見解に分かれる。前者の見解に立つ研究として、例えば細谷 前掲書、秦 前掲書、weinstein 前掲書、田中明彦『安全保障』読売新聞社 1997年、があり、後者の見解をとる研究に、大塚秀夫『二つの戦後・ドイツと日本』日本放送協会 1992年、室山義正『日米安保体制』(上)有斐閣 1992年、三浦 前掲書、がある。なお、安保条約締結時の事務当局者である西村熊雄及び安全保障課長として安保改定交渉を担当した東郷文彦は、前者の立場である(東郷文彦『日米外交三十年』中央公論社、1989年、30-32頁)。

50) 芦田書簡がアイケルバーガーを通じてワシントンでどのように処理されたかは不明である(秦 前掲書 87頁)。天皇が御用掛寺崎英成を通じてシーボルト外交局長を経てマーシャル国務長官に届けた、いわゆる「天皇メッセージ」については、進藤栄一「分割された領土」『世界』1979年4月、五百旗頭、前掲書、323-324頁、381-382頁、三浦、前掲書、94-103頁参照。また、芦田書簡より4ヵ月早く、天皇が事実上の米軍による日本の安全保障構想をマッカーサーに要請していたとの説については、豊下、前掲書、153-157頁参照。

51) ジョージ・ケナンを中心とする米国政府の対日政策の転換については例えば、五十嵐、前掲書、第1章を参照。

52) この時期、日本の永世中立化を提唱した見解に、田岡良一「永世中立と日本の安全保障」有斐閣、1950年がある。これに対し、国連の集団安全保障によるべきとの見解に、横田喜三郎『国際連合と日本の安全保障』『国際法外交雑誌』第49巻3号、1950年、『朝鮮問題と日本の将来』勁草書房、1950年がある。全面講和論については、例えば平和問題談話会の「講話問題についての平和問題談話会声明」(1950年1月15日)『世界』1950年3月参照。

53) 「マジョリティ・ピースにおける安全保障に関する基本方針案（改訂版）」(昭和24年12月3日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第5巻、0047-0049頁。

れていた。ここでの見解は、限定的とはいえ国内の駐軍を容認している点および駐軍の原則は別個の規定ではなく講和条約中への規定を求めている点でアイケルバーガー宛て芦田書簡のいう日米特別協定案と相違するが⁵⁴⁾、芦田書簡の一方の重要な想定であった「国連による安全保障」の選択肢は姿を消し、「米国による安全保障」の路線への傾斜が明確となっている。上述の如くこの時点では、原則として日本領域における駐留は極力、回避したいとの立場であったが、翌1950年5月になると「安全保障（特に軍事基地）に関する基本的立場」と題する文書では、講和条約履行の監視目的の駐軍を拒否し、日本、連合諸国、または「西太平洋地域の全般的安全保障の見地」から、平和条約により連合国が日本に軍事基地を保有することを「結構だ」と容認し、かつ「日本における連合国の軍事基地の存在によって極東の平和が確立されるならば、それは日本の本望である」と表明される迄に至る⁵⁵⁾。但し、西村は後年、「駐留継続付平和条約」を受けるか、受けなくて「全面講和の日を待つべきか」の議論が外務省内部で「激しく議論され」、「全員一致の結論」は得られず、結局、吉田によって態度が決定されたと述懐しており⁵⁶⁾、日本領域内の米軍駐留により日本の安全を確保するとの考えに対し、外務省内部には根強い抵抗感があったことが窺われる。

では、吉田の考えはどうであったか。丁度、この時期、吉田は広く知られているように財政経済の視察目的のため渡米した池田勇人蔵相に極秘のメッセージを託している。当時、池田の秘書官として同行した宮沢喜一によればジョセフ・ドッジに伝えた吉田のメッセージの内容は次の如くである。「日本政府はできるだけ早い機会に講和条約を結ぶことを希望する。そしてこのような講和条約ができて、おそらくはそれ以後の日本及びアジア地域の安全を保障するために、アメリカの軍隊を日本に駐留させる必要があるであろうが、もしアメリカ側からそのような希望を申出でにくいならば、日本政府としては、日本側からそれをオフアするような持ち出し方を研究してもよろしい⁵⁷⁾」。このメッセージは宮沢のいう通り「講和条約 - 安全保障条約というサンフランシスコ体制を、日本側から、しかも朝鮮戦争以前に切り出したことの具体的な証左⁵⁸⁾」として意義づけられる。駐留米軍の意義について、日本のみならず「アジア地域」の安全を保障するためと捉えられているように、吉田は米軍の日本駐留が米国の東アジア戦略にとって不可欠となってきたことを鋭敏に察知した上で、「米国による安全保障」の路線を明確に選択するのである。

54) 但し、「安全保障のための各種条約方式とその利害得失」（昭和24年12月27日）と題する文書では、駐軍を平和条約中に規定する方式と米国との間に「基地貸与協定」を締結する方式の双方が検討されている（外務省記録マイクロフィルム、B'0010、対日講和に関する本邦の準備対策関係、0030-0041頁）。

55) 「安全保障（特に軍事基地）に関する基本的立場」（1950年5月31日）、外務省記録マイクロフィルム、B'0008、対日平和条約関係、準備研究関係第5巻、0265-0272頁。

56) 西村熊雄「日米安全保障条約の成立事情」日本国際問題研究所、鹿島研究所編『日本の安全保障』1964年、204頁。

57) 宮沢喜一「東京 - ワシントンの密談」実業の日本社、1956年、54頁。米国側の記録としては、The special Assitant to the Under Secretary of the Army to the Assistant Secretary of State, 10 May, 1950, *Foreign Relations of the United States*, 1950, Vol. VI, GPO, 1976, pp.1194-1198.

58) 宮沢喜一「安保条約締結のいきさつ」『中央公論』1957年5月号、69頁。

(2) 朝鮮戦争と国連協力

a. 吉田の国連協力観

池田ミッションの約1ヵ月後の1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発する。米軍を中心とする国連の行動を吉田は日本の安全保障の観点からどのように認識し、また如何なる態度をとったのかを以下に検討する。

朝鮮戦争に対する国連の迅速な対応について吉田は、「日本の国民に、日本国の安全については、相当安心感を与えたのではないかと積極的に評価する⁵⁹⁾。国会では国連による安全保障の意義を強調し、「同じような場合が日本に起こった場合には決して国連その他は捨てておくはずはないと私は今度の事件によって、ますます確信を強めるに至った⁶⁰⁾」と答弁するが、他方、「少なくとも国連によるということは、日本の安全を図る一方法なり⁶¹⁾」とも述べ、決して国連による安全保障が日本にとって唯一の選択であるとは言明しなかった。この時期、吉田は米誌『フォーリン・アフェアーズ』に「日本およびアジアの危機」と題する論文を寄稿しているが、その中で吉田は「米国の保護を期待することは可能であり、望ましいことか」との自問に対し「その回答は朝鮮戦争によって与えられた」と述べ⁶²⁾、形式的には国連の安全保障に依存するものの実質的には米国の保護に日本の安全を委ねるとの意向を示唆した。上述のように、制憲議会で吉田は戦争を放棄し、非武装の日本の安全は国連に守られるべきだと述べはしているが、それは吉田にとってあくまでも理想の域を出るものではなかった。1947年3月にマッカーサーが国連による日本の安全保障を提案した際にも、「日本は国際連合よりはむしろ米国の保護を受ける方が良いと思っている。アメリカは日本との講和条約が調印されたあとも日本にとどまらねばならない」と述べており⁶³⁾、早くもアイケルバーガー宛て芦田書簡以前の段階で「国連による安全保障」の考え方を否定している。朝鮮戦争への米軍を中心とする国連軍の介入を目のあたりにしても、なお、吉田は形式的にはともかく実質的には日本の安全を国連に委ねようとはしなかったといえる。

しかしながら吉田は、朝鮮戦争勃発の際、「(日本は) 国際連合の行動に参加するという立場ではないが、でき得る範囲においてこれに協力することは、極めて当然のことである⁶⁴⁾」と国連への協力姿勢を鮮明に打ち出す。このような日本の積極的な国連協力姿勢の背後にある吉田の意図は何であるか。吉田の第1の狙いは、国連協力は事実上、米国への協力であり、これを通じて米国の日本への信頼感を高め、日米取極の基盤を固めることにあった。第2に、日本は「世界の平和を脅かすのではなく、協力する国民である」あることを連合国はじめ世

59) 第8回国会衆議院会議録第2号(昭和25年7月17日)5頁。

60) 第8回国会衆議院外務委員会議録第2号(昭和25年7月21日)10頁。

61) 第9回国会参議院予算委員会議録第5号(昭和25年12月7日)16頁。

62) Shigeru Yoshida, "Japan and the Crisis in Asia", *Foreign Affairs*, Vol.29, No.2, January 1951, pp.174-175.

63) 『朝日新聞』1947年3月19日、なお三浦、前掲書(上)、167頁。

64) 第8回国会衆議院会議録第3号(昭和25年7月15日)20頁。

界に印象づけることにあった。そして、この2つの狙いはいずれも日本の講和達成すなわち早期独立、主権回復という点で共通するのである。吉田は、憲法第9条を受け入れ、国会で9条の理想をうたい上げたのも、戦争放棄、非武装の理念に共鳴したからではなく、天皇を擁護すると共に、諸外国の日本に対する不信感、警戒感を取り除き、日本の独立回復の早期達成を獲得するという政治的理由からである。吉田にとって、憲法第9条の受容も朝鮮国連軍への積極的協力も、共に主権回復の手段とみなされたといえよう。

b. 国会での国連協力論議

以上の、吉田の朝鮮国連軍への積極的な協力姿勢を受け、国会では朝鮮戦争への日本の協力をめぐって論議が高まった。日本の国連協力に関する上述の吉田の「でき得る範囲において協力する」との答弁に対し、その具体的内容を示すよう吉田は野党議員から激しく追求される。これに対し吉田は一貫して、「精神的に協力する」との答弁に撤し、その具体的内容を明らかにしなかった。日本の協力の範囲に関し、特に日本人の義勇兵の朝鮮半島派遣問題に論議が集中した。この義勇兵論は米国内の言論界、政界の一部の提案に端を発するもので、①国際連合軍の一部としての日本人義勇兵②米軍の一部としての日本人義勇兵、の派遣を内容とするものであった⁶⁵⁾。義勇兵派遣の是非について吉田は、義勇兵は日本の再軍備に対する諸外国の疑いを強めるゆえに、講和に悪影響を及ぼすとして、「義勇兵は許したくない⁶⁶⁾」と強くこれを否定した。吉田は憲法上の問題としてではなく政治的に義勇兵派遣を否定しているが、大橋武夫法務総裁が、「国連軍に日本人が個人的に志願兵又は義勇兵として入ることは差支えあるのかないのか」との質問に答える形で「それが国民の個人の自由意志に基づき行なわれる場合には、これは何ら憲法上の問題も生ずる余地はない⁶⁷⁾」との憲法解釈を下した。この日本人の義勇兵問題は、米上院議員に対するマッカーサーの「対日講和条約が締結されるまでは日本人義勇兵を米軍内に受け入れるわけにはいかない」との回答により終符がうたれることになる⁶⁸⁾。

しかし、実際には日本の旧軍人は、植民地統治時代の知識を背景に、仁川上陸作戦等、マッカーサーの軍事作戦計画に協力していたのである。また、今日ではよく知られているように、海上保安庁の掃海艇が機雷の掃海を極秘に行ない、元山海では作業中に触雷し死傷者を

65) 義勇兵問題については、信夫清三郎『戦後日本政治史』勁草書房、1967年、1165-1167頁、前田義徳「義勇兵の問題」『中央公論』昭和25年10月、27-32頁。小谷秀二郎「憲法と海外派兵論議」日本国際問題研究所・鹿島研究所編『日本の安全保障』、前掲書、621-624頁参照。

66) 第8回国会衆議院外務委員会議録第2号（昭和25年7月21日）、7頁。

67) 第12回国会参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会議録第5号（昭和26年10月29日）、14頁。なお、日本政府が指揮する義勇軍の場合は、憲法第9条2項で禁止するところの「戦力」と認められるものは違憲であり、それに違しないと認められるものは合憲、との見解が同じく大橋武夫法務総裁により示されている。（第8回国会衆議院外務委員会議録第5号、昭和25年7月29日、8頁）。

68) 信夫、前掲書、1167頁。

出している⁶⁹⁾。シーボルト大使は回想録の中で、前線近接地付近の労役を日本人が担ったこと、韓国への兵員、物資の輸送に日本の船舶の大半が動員されたこと等を詳しく紹介し、日本は、「戦争遂行のために、相当の間接的援助を提供した」、「日本は、韓国における国連の活動に同情し、完全に協力的だった」と述懐している⁷⁰⁾。

なお、この極秘の海上保安庁の掃海艇派遣については1954年3月の衆議院外務委員会で、それは違憲ではなかったかが問われている。これに対し当時の下田武三外務省条約局長は、米軍への協力には、①個人の自由契約で労務の提供を米国に行なったもの ②連合軍司令部からの海上保安庁への命令を受けたもの、の二種類の形態があるとした上で、②については「占領中でなければ確かに問題になりうる」と述べると共に、独立後においては「交戦権をもっている国の艦隊と日本の警備隊との連合作業行動は決して出来ない」と答弁している⁷¹⁾。以上のことから、今日では憲法違反とされる戦闘海域での掃海作業が、占領下では米国の命令を根拠として秘密裏に実施されていたことが分かる。

次節では、以上の朝鮮戦争における国連の行動に対する日本政府の認識と対応を踏まえ、日米安全保障条約の原型が国連との関係でいかに形成されていったのかを検討する。

(3) 外務省A～D作業

朝鮮戦争勃発後の1950年9月14日のトルーマン大統領の対日平和問題に関する非公式討議開始に関する声明を機に外務省は講和と安全保障に関する構想をA～D作業としてとりまとめる。以下、各々の安全保障構想の中で国連がどのように位置付けられていたのか、という観点から各作業を比較する⁷²⁾。

A作業は「対日講和問題に関する情勢判断」「米国の対日平和条約案の構想」「米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)」「対米陳述書(案)」から構成されていた。「わが方要望方針(案)」に述べられている安全保障構想は米軍による駐兵であり、①その取極は平和条約と別個にすること ②期間、地点、経費の負担、特権等について合理的且つ明確に規定すること ③国際連合との結び付きをできるだけ密接且つ具体的にすること、が主張され、③については、「事前に国際連合総会の決議を得る方式」が提案されていることが注目される⁷³⁾。この提案の前提として、「単に日本と米国内国との特殊関係に基づくも

69) 日本の朝鮮戦争への協力の実態については、歴史学研究会編『日本同時代史』第二巻、青木書店、1990年、III章(三浦陽一執筆)参照。

70) ウィリアム・シーボルト(野末賢三訳)『日本占領外交の回想』朝日新聞社、1966年、171-172頁。なお日本は平和条約後も朝鮮国連軍参加国に対し基地提供等の援助を続けることを、1951年、「吉田・アチソン交換公文」で確認する。同公文および安保改定の際に同公文の効力継続を確認した「吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文」については、坂元一哉「日米安保事前協議制の成立をめぐる疑問」『阪大法学』46巻4号127-132頁参照。

71) 第19回国会衆議院外務委員会議録第27号(昭和29年3月27日)、21頁。

72) A～D作業については、西村、前掲『サンフランシスコ平和条約』80-85頁、豊下、前掲書、3-36頁、猪木正道『評伝吉田茂』第4巻、筑摩書房、1995年、382-392頁、中西、前掲『吉田・ダレス会談』241-246頁、田中、前掲書46-53頁、渡辺、前掲論文、44-48頁等がある。本節は特に豊下、前掲書第1章を参照した。同書は未公開資料である外務省条約局法規課『平和条約の締結に関する調書』(1966年～1970年)用いA～D作業を詳細に分析している。

73) 「米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)」(昭和25年10月4日)、外務省記録マイクロフィルム、B'0009、対日平和条約関係、準備作業関係、0018-0029頁。

のではなく、客観的に日本の防衛が世界の安全保障組織すなわち国際連合の一機能であるという意味の名分を立てなければならぬ。この機能を体現してその衝に当るという方が米国としても名分が立って具合がよいであろうとの認識が示される。「日本の防衛」を「国際連合の一機能」とみなし、「駐兵に関する取極がなされる以前に国際連合総会において“国際連合は日本の安全を確保するため” 適當の措置をとることを米国に求める趣旨の決議が採択され、これに基づいて日米間の取極がなされること」が「最も理想的な方法」として提示される⁷⁴⁾。

米軍の駐留の法的根拠を国連総会決議に求めるこの構想の背景には、6月に勃発した朝鮮戦争における米国主導の国連の迅速な行動があったことは疑いえない⁷⁵⁾。朝鮮での国連の行動は、上述した国会での吉田答弁が示すように非加盟国でも国連の保護を受けられることを実証した。周知の如く、ソ連が中国代表権問題に関する抗議として安全保障理事会を欠席していたことから、安保理ではソ連の拒否権に影響されず加盟国に対し北朝鮮の武力攻撃を排除するために必要な援助を韓国に提供する様、一連の勧告がなされていた。ソ連が安保理理事会に出席するようになってからは、総会の場で朝鮮問題が審議されていた。当時の総会は米国が多数を制し得たこと及び朝鮮戦争の戦火が拡大し東アジアの安全保障の不安定化を世界が懸念していた状況にあったことから考えて、日本防衛のための日米取極に対し総会決議を獲得しうる見込みは決して小さくないと、外務省は判断していたのではなからうか。それゆえA作業において必要とされた「国連の決議」はソ連の拒否権行使が間違いなく予想される安全保障理事会の決議ではなく、拒否権に拘束されない、米国優位の総会による決議とされていたのである。A作業完成の1ヶ月後、総会の3分の2の議決で強制措置の発動を可能とする「平和のための結集決議」が採択され、総会強化の方向が明確に打ち出されていることから、国連総会の決議を日米取極の根拠とするこのA作業の考え方は、当時としてはそれなりの現実性のある構想であったといえよう。

では、何故、外務省は国連総会決議を日米取極の前提として必要と考えたのか。マイケル・ヨシツは、外務省が米軍の駐留を国連憲章と関連づけようとした理由として①西村らは、米国との正式な軍事協定によって反政府感情が強く刺激されることを恐れた。②安全保障条約で国連憲章に言及することによって、米軍の駐留に対する憲法第9条を根拠とする反対論を弱めることができると外務省が計算した、の2点に言及している⁷⁶⁾。つまり国民感情と憲法第9条との整合性への懸念である。米軍がそのまま居座る事は占領軍の継続と国民の目に

74) 西村熊雄「安保条約改定の歴史」『国際法外交雑誌』第59巻 第1・2合併号(昭和35年7月)、3-4頁。なお1950年6月から7月の段階においてダレスも、日本の米軍への基地提供を国連の集団安全保障、特に国連憲章第43条の特別協定の考え方に沿って位置づけようとしていた。Memorandum by the Consultant to the Secretary, June 30, 1950, *Foreign Relations of United States*, 1950, Vol. IV. pp.1229-1230; Memorandum by the Director of the Office of Northeast Asian Affairs to the Consultant to the Secretary, July 11, 1950, *Ibid.* pp. 1241-1243. この点につき、中西、前掲「吉田・ダレス会談再考」226-227頁、263頁参照。

75) 豊下、前掲書、13-15頁。朝鮮国連軍の国連憲章の解釈については、最近のものとして例えば Hilaire McCoubrey and Nigel D. White, *The Blue Helmets: Legal Regulation of United Nations Military Operations*, Dartmouth, 1996, pp.15-16参照

76) マイケル・ヨシツ、前掲書、1984年、85頁。

映りやすいこと、戦争放棄、非武装の憲法の理念への国民の共鳴が強かったこと等から考えると、あからさまな米国一国との軍事協定に対しては国民の抵抗感が強いと外務省が判断したことは容易に理解できる。また、西村は後に憲法調査会で、安保条約交渉当時は、憲法第9条、特に第2項を「神経過敏なくらい考えた⁷⁷⁾」と証言しているように、外務省条約局の立場として、一切の戦力の不保持を定めた憲法第9条2項に外国軍隊の駐留が抵触しないかどうか、という点に最大限の注意が払われたものと推測できる。よって、米軍の駐留が国連総会決議を受けているものであれば、憲法上の問題及び国民感情をクリアしやすいと条約局は考えたのであろう⁷⁸⁾。同様にソ連、中国の反発を少なくすること、米国と対等者たらしめる国家的威信の確立という別の重要な考慮も働いていたものと思われる。

以上のA作業に対し、吉田は「経世家としての経倫に乏しきを遺憾とす」「野党の口吻の如し」といった痛烈な批判のコメントを付したことはよく知られる通りである。上述した吉田の国連による安全保障の実効性に対する消極的な評価がこの背景にあるものと思われる。

B作業は、吉田が「日本の安全を保障するにはどういう仕組みにすべきであるか先方から求められればすぐ提出できるよう至急条約案を完成せよ」と外務省事務当局に命じたもので、基本的にはA作業の「国連総会決議による駐兵」の考え方を踏襲するものであった。この条約案の前文では、「軍備を有しない日本国の安全を維持することは国際の平和と安全を維持することを最も重要な任務とする国際連合の責任であることを確認し、差当りこの責任を米国が国際連合のために負担するよう要請することを決議した」と記される。その上で本文は、①米国は国連のために軍備を有しない日本国の安全を確保する ②国連が日本に対する侵略行為の存在を決定したときは、米国は侵略を排除するため一切の措置をとる。日本は憲法の許す一切の措置および協力をなす。前項の規定は憲章第51条の適用を妨げるものではない ③前条の目的のために米国の兵力が日本国領域内に常駐することに両国は同意する、という骨子であった⁷⁹⁾。

このB作業は、日米の取極には国連総会の事前あるいはそれが不可能な場合は事後の承認が必要との考え方をとっており、A作業と同じく国連との結び付きが強く打出されている。しかし、A作業とB作業は、B作業が個別的、集団的自衛権を規定する国連憲章第51条に言及している点で根本的に異なっていた⁸⁰⁾。B作業条約案の第2条前段では、「日本に対する侵略行為」の存在を国連が「決定」することなしに、米国が日本防衛のための行動をとることとはできないことになっているが、同条後段において国連憲章第51条の適用が規定されるこ

77) 憲法調査会第30回総会議事録、前掲、26頁。

78) この国連授權案について、西村らが如何なる論理で外国軍隊の日本駐留を憲法第9条と整合的に説明しようとしたのかは、公開された外交文書、西村の著作からは不明である。マイケル・ヨシツは、条約局は米軍の駐留を国連憲章上の義務とみなし、「日本の責任を国際的な法的義務と結びつけることによって憲法第9条を迂回」しようとしたと説明する(ヨシツ、前掲書、85頁)。

79) 「安全保障に関する日米条約案」(昭和25年10月11日) 外務省記録マイクロフィルム、B'0009、対日平和条約関係、準備作業関係、0069-0076頁。

80) 豊下、前掲書、22-23頁。

とによって、国連による「日本に対する侵略行為」の「決定」が得られない場合でも米国は集団的自衛権の行使として日本の防衛のための行動をとることができるのである。その後の米国の行動は、少なくとも安保理が「必要な措置をとるまでの間」は、自衛行動を安保理に報告しさえすれば、国連のコントロールの外に立つことが出来る訳である。この意味で、国連憲章第51条を導入したこのB作業は今日の日米安保条約の法的構造の原型をなすものと位置づけられる。

また、A作業における、米軍の駐留を短期間に限定する方が政治的にみて賢明との判断がB作業から姿を消していることも、憲章第51条の挿入と共にA・B両作業の重要な相違点となっている。

C作業は吉田の指示の下、外務省がまとめた「北太平洋地域における平和および安全の強化のための提案」と題する条約案であり、日本と朝鮮が非武装化し、同時に周辺一定地域内で米国、英国、ソ連、中国が保有する軍備を域内自国領土の安全に必要な限度に限定し、攻撃的性質の軍備を保有することを控え、相互の安全感を高め信頼を固めようとするものであった⁸¹⁾。西村によれば、吉田はB作業とC作業を検討する各界有識者との会合の席上、米国との交渉の際には再軍備はしない方針でいきたい、そのためには実際的な案と現実離れた案の二案を用意しておき話の成り行きに応じどちらかを出したいと述べたとされており⁸²⁾、C作業は、再軍備は欲しくないという建前を通すため、米国との交渉の駆け引きとして位置付けられた案であることが分かる⁸³⁾。また、国連憲章との関係については、憲章に基づく義務が他の国際協定に基づく義務に優先することを規定する憲章第103条を引き、加盟国が憲章に基づく軍事的措置をとる場合は、この条約の定める軍事上の制限によって阻害されないことを定めている。

以上のA、B両作業の完成の後、米国の対日平和七原則、これに対するソ連、中国の声明等を踏まえ、外務省がダレス会談に向け「A作業に代わるべき作業」としてまとめたものがD作業である。このD作業における「安全保障のための日米協力に関する提案⁸⁴⁾」は、条約案の形式としてB作業を基礎としているが、A作業、B作業にあった「国連総会決議に基づく駐兵」という基本的な考え方が消えている点で、両作業と根本的に相違する⁸⁵⁾。上述の如くB作業では端的にいえば、「国際連合のために」米軍が駐留すると説明づけられていたが、これに対しD作業原案では、①極東における平和と安全は共産軍の侵略行為によって重大な

81) 「北太平洋地域における平和及び安全の強化のための提案」外務省記録マイクロフィルム、B'0009、対日平和条約関係、準備作業関係、0137-0147頁。

82) 西村、前掲「安保条約改定の歴史」4-5頁。

83) 岡崎勝男元外相は、C作業の考え方の原型は、「日本の安全が保障されれば軍備を全て解除し中立になる」との第2次大戦末期の日本のソ連への提案にあった旨、インタビューで語っている (Transcript of a Recorded Interview with Katsuo Okazaki, 2 October 1964, The John Foster Dulles Oral History Project, 村川一郎【ダレスと吉田茂】図書刊行会、1991年、132頁)。

84) 「安全保障のための日米協力に関する提案」外務省記録マイクロフィルム、B'0009、対日平和条約関係、準備作業関係、0172-0177頁。

85) 豊下、前掲書、33頁。

危機にさらされており、極東における平和と安全を回復するためには平和愛好の民主国の強固な協力と迅速な行動が必要 ②よって日本の安全を確保するために米国と日本は共同の責任を負う、として米軍駐留の説明されていた。ここでは「国際連合のため」という考え方は全くなくなり、米国は「平和愛好の民主国」であるゆえ日本に駐留するという、曖昧な論旨となっている。そして、国連総会決議に日米取極を根拠づけるとの基本的考え方が失われるのに伴い、B作業では条約の効力は10年としつつ条約終了の要件として「国際連合総会が、この条約を終了せしめることを決議したとき」をあげていたのが、D作業原案では「いかなる場合にも平和条約が成立した場合には検討する」と変更され、条文全体から国連との結びつきが極めて薄いものとなり、国連との関係で唯一法的意味をもつのは憲章第51条の規定が残るのみとなった。

因みに、D作業訂正版では⁸⁶⁾、第1条に「合衆国は日本の平和と安全が太平洋地域、とくに合衆国の平和と安全と不可分の関係にあることを認める」という一節が挿入され、「日本の平和と安全」と「合衆国の平和と安全」が「不可分の関係」となるがゆえに米軍が日本に駐留するという論理構成がとられた。

日本はこのD作業をベースに日米交渉に臨むが、米国が提示してきた最終的な日米条約案は「国連憲章の条項の下に、日米が特殊な協力関係を打ち立て、その結果生ずる義務を有効に果たすために軍隊を置くことに同意する」との日本の考えが全て却けられたものとなったこと、すなわち国連憲章第51条の集団的自衛権の規定が不明確な条約となったことは、西村の様々の回想録に詳しく記されている通りである⁸⁷⁾。

西村は、以上の日本側の日米安保条約案の作成において、対内的には憲法第9条との整合性を、対外的には「国連憲章との調和」を極めて重視したことを後年、著作の中で力説している⁸⁸⁾。上述した日米交渉に備えた日米安保条約案の作成に当っては、その前提作業としてわが国憲法と「国際的憲法」たる国連憲章との間に矛盾を起こす可能性がないかー「憲法9条2項と憲章第7章『平和の破壊と侵略に対する強制措置』の間に何か矛盾はありはしないか」という問題を条約局で検討したことを明らかにしている。憲法制定期に議論された問題が講和を前に再び浮上する訳である。そこで最後にこの点を以下に検討する。

5 憲法第9条と国連憲章7章

国連加盟に際し、憲法第9条と国連憲章第43条との間に矛盾が生じないかとの問題は、第1節でみた通り憲法制定期に関心を集め国会の場で議論され、外務省条約局も一応の結論を

86) 「安全保障のための日米協力に関する提案」(訂正版)外務省記録マイクロフィルム、B'0009、対日平和条約関係、準備関係、0197-0207頁。

87) 例えば西村、前掲「安全保障条約論」、16-20頁、同「サンフランシスコの思い出」『中央公論』昭和32年5月号参照。

88) 西村、前掲「日米安全保障条約の成立事情」206-207頁。

得るが、その後、国会でこの問題はほとんど取り上げられなくなる。しかし1950年に入って講和の実現が近づき、国連加盟が現実の課題となるにつれ再びこの問題が論議される。

国連加盟の条件について吉田は1950年7月の第8回国会において次のように答弁した。

「国連に加入するとして、それでは加入の条件であるが、その条件は何か、例えば軍隊、軍備のことは日本はこれを禁じておるからできない事柄であるし、望むべからざることである。そうすると国連に加入するとしても、国連が日本に対して特別な条件を許してくれるか、くれないかという問題が起こるが、とにかくこのままでは国連に入ることのできないことはご承知の通りである⁸⁹⁾。」

この答弁から吉田は、日本は無軍備ゆえに「特別な条件」を国連が認めない限り国連に加盟できないと、考えていることが分かる。そして、国連が日本に「特別な条件」を認めるか否かの見通しについては、別に「条件について相当に交渉した後でなければ入れない」と答弁していることと併せて考えると、吉田は厳しい、どちらかといえば悲観的な見方をとっているといえよう。

これに対し、西村条約局長は、中曽根泰弘議員の「日本憲法に抵触しないで、しかも国際連合に加入し得る方法があるか」との質問に対し、「日本の憲法によって与えられている新しい国家の性格と両立し得るような条件につき、国際連合と日本政府との了解がつき、もしそれが可能であったならば、そういうふうな形式のもとに可能となるだろう」と答弁すると共に、同旨の他の議員の質問に対し、「憲法9条が日本の国連加盟を不可能にするようなものではない」と答弁している⁹⁰⁾。この西村答弁の前半部分は、国連加盟には何らかの「特別な条件」なり事前の「了解」なりが必要との点で、吉田の答弁と同一であるが、後半部分は、その見通しについて西村は吉田と異なり楽観視していることが分かる。この差異は、西村がどちらかといえば理論上の解釈の角度から、この問題をとらえているのに対し、吉田は実際の政策、政治的な角度から見ていることに由来するものと思われる。また、この時点の西村答弁では「憲法第9条によって一切の戦力を持たない日本は、要するに規約の42条に基づく少なくとも戦力を提供するという義務を、かりに負うだけの意志を持っていても、その能力がないので、この点につき少なくとも、日本の加盟については国際連合との間に事前の了解が必要となるのではないか⁹¹⁾」とされていることから分るように、国連加盟国は、憲章第7章に基づき兵力提供義務を負うものと理解されている。吉田は、日本の軍備の不保持が国連加盟の障害となりうると見ている訳だが、その前提には西村と同様に、国連加盟国には兵力提供の義務があるとの認識がある。

この憲法第9条と国連への兵力提供義務との関係は、平和条約と日米安全保障条約を審議した1951年10月の第12回国会において、特に平和条約第5条の解釈をめぐる改め論議さ

89) 第8回国会参議院外務委員会議録第4号(昭和25年7月29日)、5頁。

90) 第7回国会衆議院予算委員会議録第7号(昭和25年2月3日)、19頁。

91) 第8回国会衆議院外務委員会議録第7号(昭和25年11月1日)、10頁。

れる。

平和条約第5条a項(iii)によれば、日本は国連憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与える義務を負う、とされていることから、「あらゆる援助」の意味、限界が問われた。

これに対し西村条約局長は、この時期、①日本の協力の範囲は、安全保障理事会や総会の具体的問題が発生したときの勧告あるいは決議によって決定される ②その場合日本は、憲法の許す範囲内であつ事実上可能な範囲内において協力すればよい ③日本は軍備をもたない、交戦者にならないことになっているので、武力の提供なり、交戦者の資格を得なければならぬような援助は国家として提供できない、との見解を表明した⁹²⁾。この第12回国会における西村条約局長の答弁では、先の吉田や西村の如く日本の国連加盟のためには国連と「事前の了解」や「特別の条件」を得る必要があるとの認識は示されておらず、直接の言及はないものの、それらは必ずしも必要ではないとの判断が答弁の裏にあるよううかがえる。また、国連加盟国は憲章第7章に基づき兵力提供の義務を負うか否かについて、明確な判断を示していない。但し、上記③の答弁は重要であり、同時期の「(国連が要請する)強制措置の内容が軍力の行使または軍事行動を含む場合には、日本としては憲法上、軍力を持たないし交戦権を放棄しているので、そういう要請には応ずべき立場にない」⁹³⁾との答弁と併せて考えると、①軍備の不保持 ②交戦権の否認、を法的根拠として国連憲章7章の軍事的強制措置への兵力提供は憲法上、否定されることが明らかにされており、この点は、その後の国連協力論議の歴史の中で重要な意義をもつものといえる。

以上の国連への兵力提供義務と憲法第9条との関係に関する問題は、日本の国連加盟申請を審議する1952年春の第13回国会において政府の確定した見解が示される。

国連憲章第4条第1項は、「国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によって、この義務を履行する能力および意志があると認められる他のすべての平和愛好国に開放されている」と加盟の要件を規定している⁹⁴⁾。ここでいう加盟国の義務に関し岡崎勝男外務大臣は、同年4月11日の衆議院外務委員会において①安全保障理事会および総会の勧告に対し、それに応じなくとも義務違反にならない ②安全保障理事会の決定によって義務付けられるのは、憲章第43条の特別協定に従う場合のみ ③よって国連加盟国になったからといって、すぐに憲章第43条の義務を負うわけではない ④加盟国がこの特別協定を締結する場合、憲法上の手続に基づいて批准されることが必要、と答弁し

92) 第12回国会参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会会議録第5号(昭和26年10月29日)、13-14頁。

93) 第12回国会衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会会議録第6号(昭和26年10月22日)、11頁。

94) なお、国連憲章第4条の解釈については、Bruno Simma ed., *The Charter of the United Nations A Commentary*, Oxford University Press, 1994, pp.158-175.

た⁹⁵⁾。また、西村条約局長は「その国が軍備を有していない場合にも、その国として可能なあらゆる援助、たとえば国連加盟国の軍隊の領域の通過、または領域における滞在、または基地の提供または物資調達の援助などを与えることによって憲章の義務を履行することができる」とした上で、「軍備を有しないことは、加盟の妨げとはならない」と結論づけた⁹⁶⁾。

この岡崎、西村答弁で示された政府見解を、上述したそれまでの政府見解と比較すると、軍備を保有しないことが日本の国連加盟の支障になる可能性が高いとみた吉田の認識は、ここにおいて、明確に転換したことが分かる。この転換は、国連加盟国の義務に関する解釈の変化すなわち憲章第7章は加盟国に兵力提供を義務付けるものとの当初の想定が、その後の外務省の研究により、憲章第7章は特別協定未締結の場合あるいは特別協定が締結されても、兵力提供が特に規定されなければ加盟国に対し兵力提供の義務を負わせるものではない、との見解に180度変えられたことに伴うものである。

ここでの結論を背景に、政府は1952年6月16日、岡崎外務大臣名の国連加盟申請書をトリグヴ・リー国連事務総長宛に提出する。このいわゆる「岡崎書簡」およびそれに添付された国連憲章義務の受諾宣言書において、「日本国政府は（略）、国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもって、履行することを約束する……⁹⁷⁾」と述べている。もっともここでいう「その有するすべての手段」、原文では *by all means at its disposal* が何を意味するのか後に重要な問題となる。この点について、西村は1960年8月10日の憲法調査会第3委員会において次のように証言している。「そこでは第9条を直接いわないで、日本政府はその有するあらゆる手段によって国際連合憲章から生まれる義務を遵守するが、日本のデイスボーザルにない手段を必要とする義務は負わない、すなわち軍事的協力、軍事的参加を必要とするような国際連合憲章の義務は負担しないことをはっきりしたのである」。西村は同じ証言の中で、「黙っていれば、日本は国連憲章の規定により当然安保理事会の決定する集団安全保障のための軍事行動に参加し、これに協力しなければならないことになる。いわゆる国際的軍事的行動に参加する義務を負うことになるが、これは一見憲法第9条の関係で実行できない国際的義務である」とした上で、「だから憲法第9条に基づく留保をする必要があると結論した」と述べている⁹⁸⁾。

95) 第13回国会衆議院外務委員会議録第18号（昭和27年4月11日）、6-7頁。1947年4月に軍事参謀委員会がまとめた憲章第43条に関する報告では、強制措置のための兵力は、まず常任理事国が兵力の大部分を提供すること（第10条）、常任理事国以外の国の提供は必ずしも兵力の形であることを要しないこと（第14条）が規定されている。（*Report by the Military Staff Committee to the Security Council on the General Principles Governing the Organization of the Armed Forces made available to the Security Council by Member Nations of the United Nations, April, 30, 1947*）

96) 第13回国会衆議院外務委員会議録第17号（昭和27年4月2日）、17頁。

97) 原文は「国際連合への加盟申請書送付に関する件」（昭和27年6月16日）、外務省記録マイクロフィルム、B'2002、0075-0087頁。英文は0110-0112頁。

98) 憲法調査会第三委員会第24回会議事録、昭和35年8月10日、23-24頁。

このように西村は「その有するすべての手段をもって」の意味するところは、憲法9条の制約に基づく留保であるとの見解を示している。この「9条留保説」には、その前提として、「集団安全保障のための軍事行動に参加」することを加盟国の義務とみる判断がある。しかしながら、その前提認識は上述したように1952年4月の加盟申請直前の国会では、国連憲章は必ずしも加盟国の兵力提供、軍事的協力を義務づけるものではないとの政府見解に変更しているのである。兵力提供が法的義務とは解釈されないのであれば、それに対し、憲法上の理由から国連加盟に留保を付す必要はなかったのではなかろうか⁹⁹⁾。この点に関し、現在の政府解釈によれば、そもそも国連加盟に際して留保を付すことは憲章上も実際上もあり得ない、とされる¹⁰⁰⁾。そうであるならば、西村のいう留保とは国際法的な意味をもつものと捉えるのではなく、憲法第9条保持という国内的な特殊事情を強調しようとするものと捉えるべきではなかろうか。西村は、国会答弁の中で、アイスランドを軍備を保有せず国連加盟した例として頻りに紹介しており、「アイスランドは自ら明白に自分の国は軍備ないということを説明した上で加盟を承認されている」と述べていることから、西村はアイスランドの加盟申請の様式を参考にした上で、上述の加盟申請書を作成したものと推測できる。

この様に、国連加盟申請書の「その有するすべての手段をもって」の一句は、国際法的な効果をもつ留保とみるべきではないと思われるものの、国連憲章第7章の軍事的強制措置への日本の兵力提供は不可能との憲法上の判断がこの時点では明確にされていたことは重要である。この岡崎書簡の意味は、国連加盟申請から約40年後の1990年、湾岸危機への日本の対応、すなわち「国連平和協力法案」審議の文脈から問い直されることになっていくのである¹⁰¹⁾。

99) 西村は同じ憲法調査会の場合加盟申請書の原案を1950年4月以前に作成したと語っている。この時期の外務省は軍事的強制行動への参加は加盟国の義務だとみているので、この時点での認識を前提とするのであれば一応、留保を付す意味はあるといえよう。

100) 神余隆博『新国連論』大阪大学出版会、1995年、103頁、127頁。同上憲法調査会において、国連加盟当時の条約局長であった下田武三は、朝鮮国連軍に参加した国連加盟国はごくわずかで、参加しなかった大部分の国は何ら憲法上の加盟国の義務に反していない事態となったことを指摘した上で「現実問題としては憲法第9条のために国連の加盟が妨げられる、あるいは国連加盟後に義務が履行しえないことになるというような危惧を政府当局が抱いたことはない」と西村とは異なる見解を示している（同上会議事録 30-31頁）。国連の軍事的強制行動への参加は加盟国の義務ではないとする、この下田の見解は、国連加盟申請当時の第13回国会における岡崎外相答弁と一致している。但し下田が例示している朝鮮国連軍のケースは法的拘束力のない「勧告」による点に注意。

101) いわゆる「湾岸国会」において、1952年の岡崎書簡が、憲法第9条を根拠に国連への兵力派出に留保を付したものの可否かが問われたが、当時の海部俊樹首相は「我が国が国連加盟に当たり何らかの留保条件を特に付したとは考えられていない」と答弁した（第119回国会参議院会議録第3号、平成2年10月18日、12頁）。by all means at its disposal に関する現在の政府解釈は、憲法第9条に基づく留保ではなく日本が国連加盟国としての義務を果たすに当たり、国連憲章上の義務を尊重することを強調したものである、とされる（神余、前掲書、127頁）。

6 おわりに

憲法第9条を受け入れた日本は、憲法制定の時期、独立後の自らの安全保障を国連に頼ろうとした。外務省は、非武装化した日本は永世中立国化し、それを極東委員会構成国が保障するという安全保障の構図をまず想定するものの、永世中立国化は国連加盟と両立し難いと的情勢判断を下すや、永世中立国化の選択を捨て国連加盟を日本の基本方針として確立する¹⁰²⁾。

1947年中頃から顕在化する米ソ冷戦の進行に伴い、米国の対日政策は冷戦政策の一環としての色彩を濃厚にしていく。この時期、政権の座にあった片山、芦田内閣は、「国連による安全保障」を基本理念に掲げつつも、国連安保理事会の機能不全と米国の駐留軍維持の意向を感知するに伴い、「米国の安全保障」へと軸足を移行させる。1948年以降、韓国と北朝鮮の成立に伴う朝鮮半島の分断の固定化、中国共産党政権の誕生により、東アジアにおける冷戦体制が確立する中、日本は、米国の極東戦略の変化に照応する形で「国連による安全保障」から「米国による安全保障」へと構想を転換する。1950年6月に朝鮮戦争が勃発するが、米軍を主体とする国連軍の行動は非加盟国でも国連の保護を受けられることを実証した。朝鮮戦争は国連がオーソライズする日米取極の構想を外務省に生ぜせしめた。しかしながら国連のオーソリゼーションを獲得し、国連憲章との整合性をとりつつ憲法問題と国民感情をクリアすることのメリットよりも、国連の実効性を現実的に見すえ、国連決議を得ることの不確実性もたらすデメリットを重くみたであろう吉田は、国連のコントロールの外に立つ集団的自衛権に基づく日米取極を選択するのである¹⁰³⁾。

以上の過程は、日本の安全保障にとって国連のもつ意義すなわち国連憲章の理念が薄れていく過程であった。国連憲章第51条の集団的自衛権は、形式的には国連憲章に適合しているが、国々の武力行使を国連安全保障理事会の集権的な意志決定に服させようとする国連の集団安全保障の理念に原理的に反するものといわねばならない。冷戦後の今日、日本は集団的自衛権の行使に踏み出すのではなく、国連の集団安全保障の理念に日米安保をどう近づけていくかについて新たな構想を生み出さねばならない。

その際、集団安全保障と憲法の関係が改めて問題となろう。本稿はこの問題を考える一助として、国連憲章第7章下の軍事的強制措置に対する日本の協力問題について、憲法制定期から岡崎書簡に至る迄の政府見解の変遷を詳しくみてきた。この国連協力の問題には、加盟国に兵力提供の義務があるか否かという国際法的側面と、別に憲法第9条と整合的か否かと

102) 但し1955年、永世中立を宣言するオーストリアの国連加盟が無条件で実現したことにより、永世中立と国連加盟は両立することが証明された（石本泰雄「国際連合と中立」『国際連合の研究』第1巻 有斐閣 1962年、77頁）。

103) 吉田政権期以降の政府の集団的自衛権解釈の推移については、拙稿「集団的自衛権に関する政府解釈の形成と展開」（上）（下）『外交時報』第1330号、第1331号、1996年参照。

いう国内法的側面がある。この点について、これまでの考察から次のことがいえる。

前者の国際法的側面に関しては、憲法制定期から朝鮮戦争初期にかけては、政府は憲章第43条に基づく兵力派出は加盟国の義務だと想定する。しかし、国連加盟の正式申請を前に、1952年春の第13回国会において、①国連憲章43条に基づく特別協定が締結されていない場合②特別協定が締結されても兵力の派出が規定されない場合、には加盟国は必ずしも兵力提供の義務を負わない、との今日的解釈を確立、表明するのである。

後者の、国連への兵力派出に関する憲法解釈については、早くも、憲法制定期において国連加盟条件の観点から論議をよぶが、当時はそもそも軍備自体を保有しないことから、その「派出」を想定した形での突き詰めた議論は行なわれなかった。しかし朝鮮戦争勃発に伴い警察予備隊が設置され、一定の物理的「力」が保有され、また国連加盟が現実の課題となつてからは、義勇兵あるいは警察予備隊の朝鮮半島への出動が現実問題として国会で激しく論議されることを背景に、外務省は戦力不保持の規定に加えて交戦権否認の規定を法的根拠として、国連憲章7章下の軍事的強制措置への兵力提供は憲法9条に抵触するとの見解を示すのである。

この国連加盟申請時の政府の憲法解釈は、国連の軍事的強制措置への日本の参加に関するその後の政府解釈の一応の基本線を示すものとして今日に至るが、岡崎書簡以降、必ずしも一貫している訳ではなく現在、確定した解釈とはなっていない¹⁰⁴⁾。国連の集団安全保障概念と憲法を整合的に解釈しうる余地は残されているのではなかろうか。

これまで見てきた通り、西村条約局長は、日米安保条約と「国際社会の憲法」たる国連憲章との関連を明確化しようと試みてきた。その考えは1960年に改定された日米安全保障条約に反映されることとなった（前文、第1条、第5条、第7条、第10条）。その中で、特に第1条2項は、日米両国が「国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する」ことを約している。この規定は他の同種の安全保障条約にはみられない日米安全保障条約独特のものであるが、冷戦期を通じてこれ迄全く顧みられることはなかった。限定的とはいえ、国連の集団安全保障の機能が回復しつつある冷戦後の今日、日本は日米安保条約を構想した原点に立ち返り、この条項に象徴される国連強化の精神を再確認すべきであろう。

104) この点について詳しくは、別に稿を改めて論じる予定である。